

特定教育・保育施設の利用定員について

1. 認可定員と利用定員

- 認可定員 … 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設設置にあたり、その施設の設備や面積及び運営の基準を満たす定員として、県が認可します。
施設としての受入可能人数を示しています。
- 利用定員 … 施設ごとに、現在の利用状況や今後の見込みなどを踏まえたうえで、認可定員の範囲内で市が定める定員のことです。

《利用定員と給付の関係》

子ども・子育て支援新制度では、施設からの申請に基づき、市が事業の確認を行うことで、施設への給付による財政支援を行うこととされています。給付にあたっては、利用定員により公定価格（給付単価）が決まる仕組みとなっており、定員を定めたうえで、入所児童数をもとに施設へ給付費（委託料）を支払います。

2. 利用定員の設定

市が各施設の利用定員を設定する場合は、認定区分ごとに、需要に対して供給過多または過少になっていないかなどをふまえて設定することが必要となります。

3. 令和6年度利用定員の設定方法

- 各施設の認可定員の範囲内で利用定員を設定します。（認可定員が上限）
- 令和5年度利用定員を基本とします。
- 各施設からの受入可能人数の報告に基づき調整します。

■子ども・子育て支援法（第31条第2項、第43条第3項）では、「利用定員」の設定にあたり、市町村の子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。